

議第123号

琵琶湖森林づくり県民税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成28年 9 月16日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

琵琶湖森林づくり県民税条例の一部を改正する条例

琵琶湖森林づくり県民税条例（平成17年滋賀県条例第40号）の一部を次のように改正する。

付則第 6 項中「平成22年滋賀県条例第45号」を「平成28年滋賀県条例第 号」に、「5年」を「4年」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。